

静岡市CSRパートナー企業ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡市CSRパートナー企業（令和6年3月31日までに静岡市からCSRパートナー企業として、認定され、表彰を受けた中小企業等をいう。）ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認の更新)

第2条 ロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、ロゴマークの使用を承認する期間（以下「承認期間」という。）の更新をしようとするときは、承認期間の終了する日の1月前までにCSRパートナー企業ロゴマーク使用更新申請書（様式第1号）に、市長が別に定める評価項目により自己評価を実施した文書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、CSRパートナー企業ロゴマーク使用更新承認通知書（様式第2号）を使用者に交付するものとする。

3 前項の規定により更新される承認期間は、令和9年11月10日までとする。

(遵守事項)

第3条 使用者は、市長が別に定める使用基準により使用しなければならない。

(使用の承認の取消し)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用の承認を取り消すことができる。

(1) 次に掲げる全ての要件を欠くに至ったとき。

ア CSR活動を積極的に行っていること。

イ 市内に本店又は主たる事務所があること。

ウ 第4条の規定による使用申請又は第7条の規定による使用更新申請をする日において、市内で3年以上継続して事業を営んでいること。

エ 暴力団（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）と密接な関係を有するものであるおそれがないこと。

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に

該当し、又はこれらに類する営業でないこと。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 法人税、法人市民税、労働保険料その他租税公課を滞納していないこと。

ク 労働基準監督署からの是正勧告（必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をした場合を除く。）を受けた中小企業等にあつては、当該是正勧告の日から3年を経過していること。

ケ 事業に関して法令に違反し、国又は地方公共団体から行政処分を受けた中小企業等にあつては、当該処分の日から3年を経過していること。

コ 直近の2会計年度において、連続して債務超過でなく、かつ、連続して赤字でないこと。

（2）虚偽の応募によりCSRパートナー企業の認定を受けたことが発覚したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、CSRパートナー企業ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第3号）により使用者に通知するものとする。

3 使用の承認を取り消された者は、ロゴマークをいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、使用の承認を取り消したことにより生じる損失の補償等について、一切の責任を負わない。

（事故又は苦情の処理）

第5条 使用者は、ロゴマークを使用したものに係る事故又は苦情（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者の責任の下に処理しなければならない。

2 使用者は、前項に規定する事故等が発生した時は、速やかに市長に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（静岡市CSRパートナー企業表彰等事業実施要綱の廃止）

2 静岡市CSRパートナー企業表彰等事業実施要綱（平成27年度の表彰及びロゴマークの使用から適用）は、廃止する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和9年11月10日限り、その効力を失う。

様式第1号（第2条関係）

C S Rパートナー企業ロゴマーク使用更新申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

所 在 地

名 称

申請者 代表者役職・氏名

連絡担当者氏名

電 話

年 月 日付け 第 号により使用の承認を受けたロゴマークの使用の期間を更新したいので、C S Rパートナー企業ロゴマークの使用に関する要綱第2条の規定により、次のとおり申請します。

1 承認番号 第 号

2 使用を更新する期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

市長が別に定める評価項目により自己評価を実施したもの

4 受賞後（使用更新後）のC S R活動の取組状況

5 今後のC S R活動の目標等

様式第2号（第2条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

CSRパートナー企業ロゴマーク使用更新承認通知書

年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用の更新については、CSRパートナー企業ロゴマークの使用に関する要綱第2条の規定により次のとおり承認したので通知します。

1 承認番号 第 号

2 使用を承認する期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 遵守事項

ロゴマークを使用する際は、CSRパートナー企業ロゴマークの使用に関する要綱第5条の規定により市長が定める基準を遵守すること。

様式第3号（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

CSRパートナー企業ロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号により使用を承認したロゴマークは、CSRパートナー企業ロゴマークの使用に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり使用の承認を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

1 承認番号 第 号

2 取消しの理由